

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十五号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「準用する省令第百三十九条の二第二項」を「読み替えて準用する省令第百三十九条の三第二項」に改める。

第四条中「第百十五条の十一において」の下に「読み替えて」を加える。

第四条の二ただし書及び第五条ただし書中「第百三十九条の二第二項」を「第百三十九条の三第二項」に改める。

第七条中「から第十三条まで」を「及び第十三条」に改める。

第十二条中「、第五号、」を「及び」に改め、「、第九号及び第十号」、「又は施設」及び「又は入所者」を削る。

附則第二項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。